

2022年11月

フェアコンサルティンググループは、世界 17 カ国・30 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。そのうち、東南アジア・インド・オセアニア各国の情報を本ニュースレターにてお届けします。現地の情報収集目的などにご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[ニュージーランド](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)



### 1. 雇用契約書作成上の留意点⑤(経歴詐称等に関する条項)

本稿では、雇用契約書における経歴詐称等に関する条項について解説します。経歴詐称等に関する条項例としては、以下のような規定が考えられます。

#### Basis of Employment

All the aforesaid appointments will be deemed to have been made on the basis of the information/ documents submitted, representations made, and facts disclosed by you in your application for recruitment or the forms filled in at the time of appointment. In case any such fact, information or representation, at any time, is found to be wrong/ incorrect or is concealed, the employment letter shall be considered as null and void. In that eventuality, the Company can recover the payment made to you towards the remuneration paid by the Company during the said employment.

日本でも有名人の学歴・経歴詐称が取り沙汰されることがありますが、インドにおける学歴・経歴詐称の頻度は、日本のそれとは比べものになりません。日系企業がインド人を雇用したところ学歴・経歴詐称が判明したといった話は後を絶ちませんし、入社志望者の学歴・経歴を含むバックグラウンドチェックをビジネスとする会社が存在するほど、インドでは学歴・経歴詐称が横行しております。

そのため、インドでは労働者を雇用する際には、念のため入社志望者の申告した学歴・経歴が正しいのか簡単にチェックすることが推奨されます（例えば、出身大学とされるウェブサイトを確認し、または、卒業証書の画像を検索するなど。詐称・隠蔽の態様がお粗末なケースが散見されます。）、万が一学歴・経歴詐称が発覚した場合に備え、契約上の対策を採ることが望ましいと言えます。

上記条項例は、労働者がリクルートメントの際に提供した書類や情報に記載された事実が、虚偽であり又は隠蔽されていた場合、雇用契約が無効となり、会社が支払い済み給与の返還を求められる旨規定するものです。解雇事由と

して規定するのではなく、契約の無効事由として規定するのは、懲戒解雇の場合は支払済み給与の返還請求を行うことができないのに対して、契約無効の場合には支払い済み給与の請求が一定程度認められる場合があるためです。ただし、柔軟な対応を可能とするためにも、このような規定と併せて、学歴・経歴の詐称を懲戒事由として列挙することが望ましいと言えます。

なお、また、労働法改革によりインド労働法制が刷新されましたが、経歴詐称に大きく影響を与える改正は現状のところ見当たりません。

### Fair Consulting India Pvt. Ltd.

Unit No.138, 139 & 140 , 1st Floor, JMD Mega Polis, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon, Haryana 122-002 INDIA

Tel : +91 124 410 2637

岩瀬 雄一（日本国公認会計士） [y.iwase@faircongrp.com](mailto:y.iwase@faircongrp.com)

遠藤 衛（日本国弁護士） [m.endo@faircongrp.com](mailto:m.endo@faircongrp.com)

## インドネシア

### 1. 最低賃金の設定労相令『22年 第18号』

2022年11月16日、労相令『22年第18号』の公布により、労働省は2023年の州別の最低賃金（UMP）及び県・市別の最低賃金（UMK）の設定に関する最新の規則を発表した。最低賃金の調整により、2023年のUMPの発表期限は2022年11月28日まで、一方、UMKも2022年12月7日までに発表される予定。最新の規制によると、2023年の最低賃金は、経済成長、インフレ、および特定の指標の変数を考慮した式を使用して計算される。2023年の最低賃金の引き上げは、前年比で10%以内の範囲で設定するよう規定した。計算結果調整が10%を超える場合、各自治体はそれを最大10%に設定するべき。さらに、経済成長率がマイナスの場合、最低賃金の調整ではインフレ変数のみが考慮される。州別および県・市別別の最低賃金は、2023年1月1日に発効することが決定された。

### 2. 経済ニュース

#### 【政府金利 5.25% に引き上げ】

インドネシアの政策金利である7日物リバースレポ金利は、0.5ポイント上昇して5.25%になると、インドネシア中央銀行は発表した。2018年11月以来初めて利上げを行ってから、4回連続で利上げを行っている。引き上げの目的は、急速に上昇する米ドルの為替レートに直面するルピアの安定性を強化しながら、国内経済の成長を支えること。

### 【7～9月住宅価格指数、1.94%上昇で加速】

インドネシア中央銀行によると、第3四半期（7月から9月）の住宅価格指数は、前年同期比 1.94% 上昇して 105.80 となった。全住宅タイプで、前四半期からの成長率が加速した。建材価格の上昇は住宅価格に反映されている。中央銀行は、住宅価格指数が第4四半期（10月から12月）に 1.65% まで減速すると予測している。

国内の住宅販売は、第3四半期に前年同期比で 13.58% 増加した。前四半期（15.23%）からは減速したものの、2四半期連続でプラス成長となった。小規模住宅では、前四半期の 14.44% の増加から 30.77% の増加となった。大型住宅は 29.86% から 19.73% に減少した。前四半期の 12.25% から、中型住宅は 1.59% の減少をした。

### 【アジアの炭素排出量削減とインドネシアと日本の協力】

インドネシアのジョコ・ウィドド大統領と日本の岸田文雄首相は共同で、アジアの脱炭素化キャンペーン「アジア・ゼロエミッション共同体構想」を実施する計画を発表した。協力の枠組みの一環として、日本はインドネシアのエネルギー転換を支援する予定。2030年までに温室効果ガス排出量を少なくとも 31.89% 削減し、2060年までに「カーボンニュートラル」を達成するために、インドネシアは 2022年9月に国連気候変動枠組条約事務局に提出された自主的な削減目標を設定した。

#### PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

TEL : +62-21-570-6215

加藤 寛（日本国公認会計士） [hi.kato@faircongrp.com](mailto:hi.kato@faircongrp.com)

Pahala Alexandra Lumbantoruan（Alex、コンサルタント） [alexandra@faircongrp.com](mailto:alexandra@faircongrp.com)

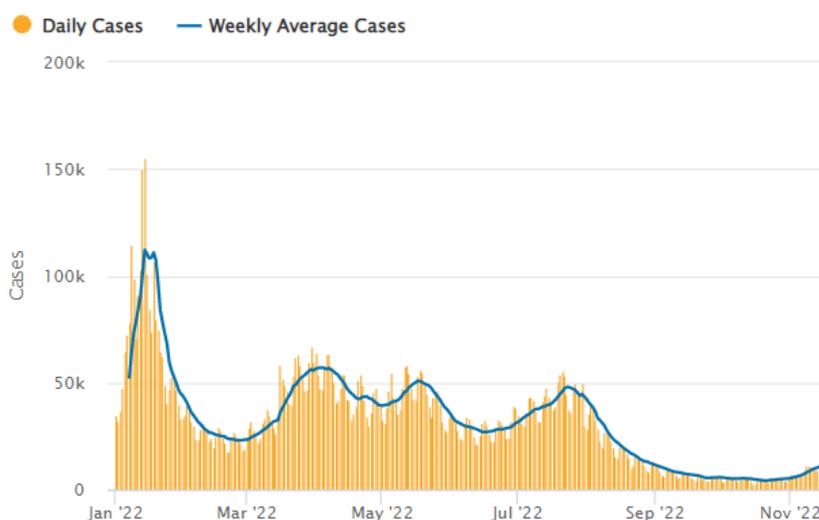


### オーストラリア

#### 1. 新型コロナウイルス最新情報

オーストラリアでの日々の感染者数は直近（11月15日時点）で **10,799人**（直近1週間の感染者数の1日あたり平均値）となり、10月下旬から増加傾向が見られています。内訳は、NSW州 3,599人、VIC州 2,887人、QLD州 1,320人などとなっています。

【COVID-19 cases and 7 day rolling average, 01 Jan 2022 to 15 Nov 2022】



（出所：Department of Health and Aged Care）

- 2022年11月1日以降、日本入国時のファストトラックの利用が、従来の「mySOS」から「**Visit Japan Web**」へ移行されています。Visit Japan Web サービスは、日本国外からの入国者（日本国外から帰国する日本人を含む）が、日本入国時に「検疫」・「入国審査」・「税関申告」の入国手続を行うことができるウェブサービスとなります。

### 2. クリスマスパーティー等におけるフリンジベネフィット税（FBT）の免除

47%と高い税率が課されるフリンジベネフィット税（FBT）ですが、特定の場合に免除を受けることができます。本稿ではクリスマスパーティー等における FBT の免除について概要を紹介します。

- 会社で開催されるクリスマスパーティーに係る費用は、一定の要件を充たす場合に FBT が免除となる可能性があります。
- 具体的には、接待飲食費について「50-50 split method」（注）を採用していない場合、以下の条件を充たせば **FBT が免除**となります。
  - ・ クリスマスパーティーの飲食に係る費用であること
  - ・ **営業日**に提供されていること
  - ・ **事業敷地内**で提供されていること
  - ・ **現在の従業員**に対して提供されていること（従業員の家族や親戚等への提供は免除の対象になりません）
- 上記の他、パーティー費用やクリスマスギフト費用がそれぞれ従業員 **1人当たり300豪ドル未満**の場合は、所定の条件を充たすことで **FBT を少額免除**することができる可能性があります。この少額免除は従業員だけでなく**従業員の家族や親戚等も対象**となります。なお、この 300 豪ドル未満か否かの判定は、パーティー費用とクリスマスギフト費用を合算せずそれぞれで行います。

（注）FBT 年度中（毎年 4 月～翌年 3 月の 1 年間）における全ての接待飲食費（従業員または顧客等のいずれに提供されたかに関わらず）の 50%を課税対象額とする方法

#### Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

讃岐 修治（豪州公認会計士） [sh.sanuki@faircongrp.com](mailto:sh.sanuki@faircongrp.com)

鳥居 裕司（日本国公認会計士/米国公認会計士/豪州・ニュージーランド国勅許会計士）

[hi.torii@faircongrp.com](mailto:hi.torii@faircongrp.com)

### シンガポール

#### 1. 税務ガバナンス及び税務リスク管理について

シンガポール内国歳入庁（IRAS : Inland Revenue Authority of Singapore）は、企業の税務に関するコンプライアンス強化を支援するため、税務ガバナンスフレームワーク（TGF : Tax Governance Framework）及び法人税に関する税務リスク管理フレームワーク（CTRM : Tax Risk Management and Control Framework for Corporate Income Tax）の2つの新たな税務フレームワークを公表しました。

IRAS は、コーポレート・ガバナンス強化のために新たなフレームワークを不可欠なものとして捉えており、それぞれ以下の通り説明しています。

**税務ガバナンス** : 税務に関する企業方針であり、企業の経営層レベルで採用され、税務リスク管理に対する企業の姿勢と文化を反映されたもの。

**税務リスク管理** : 主要な税務リスクを特定し、軽減、モニタリングするための強固な税務管理の枠組み等。

また、IRAS は、税務ガバナンス及び税務リスク管理を実践している企業は、ステークホルダーや国民に対して、税務に関する透明性を確保し、公正な税負担をしているという信頼を与えることができると説明しており、企業に対して、これらのステータスを取得する場合には、以下のような優遇規定を用意しています。

#### TGF ステータス

- TGF 承認から2年以内の法人税、源泉税又は GST の自主的な修正申告のペナルティ猶予期間が2年間に延長（通常1年間）
- TGF 及び消費税（GST）の内部統制プログラム（ACAP : Assisted Compliance Assurance Programme）の両方のステータスを取得する場合、GST の自主的な修正申告のペナルティ猶予期間が3年間に延長（通常2年間）

#### CTRM ステータス

- CTRM 承認から3年以内の法人税、源泉税の自主的な修正申告のペナルティの免除
- 上記3年間でペナルティ免除を利用しなかった場合、CTRM の更新により3年間のペナルティ免除の繰越

### Fair Consulting Singapore Pte. Ltd.

8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three, Singapore

TEL : + 65 6338 3180

道中 泰雄 (日本国公認会計士/公認内部監査人) [ya.michinaka@faircongrp.com](mailto:ya.michinaka@faircongrp.com)

伊藤 潤哉 (日本国公認会計士) [ju.ito@faircongrp.com](mailto:ju.ito@faircongrp.com)



### 1. 民商法典改正の官報公告及び発効日について

先月のニュースレターでお伝えした民商法典の改正について、11月8日に官報に掲載、公告されました。これにより当法案の指定された有効日である、官報公告日から90日後の2023年2月7日より効力が発効する事になります。

民商法典の改正の主な点は以下の6点となります。

#### ①第9節 株式会社同士の吸収合併制度創設について

改正前民商法典では、株式会社同士の合併方法は新設合併（新たな会社を設立し、新会社に被合併会社が統合される）のみとされていたが、今回の改正において、新設合併に加えて、吸収合併（吸収合併存続会社が被合併会社を吸収合併する方法）が制度上予定されることになった。

#### ②Section 1097

現在定められている発起人の最低人数を3名→2名とする。当該発起人の最低人数は株主の最低人数の定めとなっていることから、株主の最低人数に関しても3名→2名に削減されることとなる。

#### ③Section 1162/1

取締役会の開催について、電子的方法での開催を認める。

現状民商法典に定める会議体の内、株主総会については電子的方法での開催が認められており、取締役会については認められていなかった。しかしながら取締役会についても、株主総会と同様の適切な方法により、電子的方法での開催が認められる事となる。

#### ④Section 1175

タイにおける株主総会開催の為に必要とされる公告につき、定款の定めのない限り、廃止する。しかしながら、公告を行わない場合には、各株主に対して、郵便での通知と返答を得なければならない。

### ⑤Section 1178

株主総会の定足数について、4分の1以上を代表する株主の参加が必要であるとされていたものを、会議体を構成する趣旨から、2名以上の者が参加する事を要請する事を追加する。これは実務においては既に要請がされていたものであるが、今回の改正により、明記されることとなった。

### ⑥Section 1201

配当の実行について、株主総会決議（あるいは取締役会決議）後 1 か月以内に支払わなければならないことが明確化された。

(タイ官報公表)

[http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2565/A/069/T\\_0001.PDF](http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2565/A/069/T_0001.PDF)

#### **Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.**

18th Floor, 29 Bangkok Business Center, Soi Sukhumvit 63 (Ekkamai), Sukhumvit Road,  
Klongton Nuae, Wattana, Bangkok, 10110 Thailand

Tel : + 66 2 726 9772

子田 俊之 (日本国公認会計士) [to.kota@faircongrp.com](mailto:to.kota@faircongrp.com)

### ニュージーランド

#### 1. 接待交際費（Entertainment Expense）の費用計上ルールについて

ニュージーランドでは、法人税申告の際、接待交際費（Entertainment Expense）は用途・状況によって、税務上損金計上できる金額が変動します。特に12月はクリスマスシーズンのため、会社のクリスマスパーティーや従業員・クライアントへのギフト等の交際費が多く発生するかと思います。この機会に、以下のニュージーランド国税局（IRD：Inland Revenue Department）が公表している3つの税務上の損金計上ルールについて、改めて確認ください。

- ① 100%損金計上が可能となる場合
- ② 50%損金計上が可能となる場合（残り半分は損金計上不可）
- ③ 100%損金計上が可能、ただしFRINGE BENEFIT TAXの対象となる場合

##### ① 100%損金計上が可能となる場合

税務上 100%損金計上することが可能なケースとして、会社の収益に貢献することを目的とした費用、または事業を運営するにあたり発生する費用（Business-related Expense）であることが要件となります。上記の要件に当てはまるケースを紹介します。

- 例）・従業員の出張時の食事代  
・モーニングティー等の軽食代  
・4時間以上のコンファレンスやトレーニング時の飲食代

##### ② 50%損金計上が可能となる場合（残り半分は損金計上不可）

上記①番のケースに該当せず、会社の収益に直接的には貢献しないと判断される接待交際費は、税務上、50%のみ損金計上することが可能となります。一般的に、会社のクリスマスパーティーやクライアントとの接待交際は、こちらに該当します。上記に当てはまるケースを紹介します。

- 例）・スポーツ観戦などのイベント参加費用（スタジアムの座席料、ゴルフ場の入場料等）  
・会社の事業敷地内で提供される飲食代（ただし、上記①に該当する軽食代は除く）  
・別荘（Holiday Accommodation）での宿泊費  
・クライアントへのギフト代（※A社の担当者B氏へのワインセットなど、ギフトを送った相手の個人の利益となることが想定される場合）  
・上記①以外の飲食代で、会社の事業敷地外で提供されたもの

##### ③ 100%損金計上が可能、ただしFRINGE BENEFIT TAX（FBT）の対象となる場合

給与以外のベネフィットを従業員に提供する際、FRINGE BENEFIT TAX（FBT）の対象となる場合があります。例えば、会社の従業員へクリスマスギフトを送る場合はこのケースに該当します。

ただし、以下の要件を満たす場合、FBTの対象外となります。

・従業員一人につき、**NZD300 以下**のギフト代（1年間で一人につき NZD1,200 まで）

### 2. 年末年始の各種税金の申告・支払期限

GSTの申告期限は、通常、翌月28日ですが、年末年始は以下の通り異なります。ただし、PAYの申告・支払期限は年末年始に関わらず、通常通り、申告は給与支給後2日以内、支払は翌月20日が締め切りとなります。

- ・Goods and Services Tax (GST): 2023年1月16日（月）
- ・PAYE: 通常通り

（詳細はIRDのウェブサイトをご参照ください）

<https://www.ird.govt.nz/managing-my-tax/make-a-payment/when-to-pay>

#### Fair Consulting New Zealand Limited

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland, New Zealand 1010

Tel : +64 9 985 5614

花本 聡子（準オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士）[sa.hanamoto@faircongrp.com](mailto:sa.hanamoto@faircongrp.com)

### フィリピン

#### 1. フィリピンの状況（2022年11月18日現在）

フィリピン労働雇用省(DOLE: Department of Labor and Employment)は、大統領令第7号(EO: Executive Order No. 7)に準拠し、民間企業の全ての労働者および職場を対象とするマスク着用のガイドラインを公表し、職場でのマスクの着用を任意とすると発表した。ただし、クリニック、病院、介護施設などの医療施設および救急車等の医療車両、陸・海・空の公共交通機関ではマスクの着用義務が継続される。高齢者や免疫不全、併存疾患のある人、妊婦にはマスクの着用を強く勧めている。

また、11月2日にフィリピン政府は、新たな入国規制を発表した。概要は以下の通りである。最新の規制については、随時確認されたい。

##### ① 完全にワクチンを接種した者（Fully Vaccinated）

下記の条件を両方満たす場合は、完全にワクチンを接種した者とみなされ、出国前の検査を免除される。

- A) 出発国からの出発日時から遡って14日以上前に、ファイザー等2回接種する種類のワクチンを2回接種済み、またはヤンセン等1回接種する種類のワクチンを接種済みのこと。
- B) 世界保健機関が発行した国際ワクチン接種証明書、VaxCertPH、外国政府の国または州の紙面/デジタルの接種証明書、その他のワクチン接種証明書のいずれかのワクチン証明証を携帯/所持していること。

##### ② ワクチン未接種、一部ワクチン未接種、ワクチン接種状況を検証できない者

- A) フィリピン到着時に、出発国の出発日時から遡って24時間以内（経由利用者は乗り継ぎ空港の敷地外ないし乗り継ぎ国に入域・入国していないことが条件）の陰性の抗原検査結果を提示すること。
- B) 上記Aの抗原検査で陰性の証明を提示できない者は、空港到着時に医療施設、研究所、診療所、薬局、又はその他の同様の施設で医療専門家によって実施および認定された検査室の抗原検査を受ける必要がある。
- C) 上記Bの抗原検査で陽性となった場合は、フィリピン保健省（DOH: Department of Health）の検疫、隔離規則に従う。

#### 2. PEZA IT-BPM 登録企業の BOI への登録変更手続き（続報）

財政インセンティブ審査委員会(FIRB: Fiscal Incentive Review Board)により、公表された理事会決議書 FIRB Resolution No. 026-22 に関して、貿易産業省(DTI: Department of Trade and Industry)より通達 Memorandum Circular No. 22-19 が公表され、投資委員会(BOI: Bureau of Investment)への変更手続きに関する詳細が発表された。

また、その後フィリピン経済特区 (PEZA: Philippine Economic Zone Authority) より通達 Memorandum Circular No. 2022-067、Memorandum Circular No. 2022-070 が発表され、IT 登録企業の BOI への移行手続きに必要な書類の PEZA への提出期限は、2022年12月16日までと発表された。

### 3. PEZA 登録企業の HMO への VAT ゼロ適用

PEZA 登録輸出型企業が従業員の保険料を HMO(Health Maintenance Organization)に支払う場合、登録事業に直接従事する従業員に対する保険料の支払いについてのみ、VAT ゼロレート適用となることが通達 Revenue Memorandum Circular No. 137-2022 によって公表された。

ただし、従業員の扶養家族、また登録事業に直接従事しない従業員（例：管理系部門）の保険料支払いについては、VAT ゼロレートは適用されない。

登録輸出型企業は個々の従業員の情報を網羅的に記載したリストを作成し、登録事業に直接従事する従業員の保険料のみ VAT ゼロレートであることをサポートする資料として、当通達に付随する Annex A を HMO に提供することが求められている。

### 4. 10 月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

発行日	発行元	通達番号	内容
10月28日	BI	プレスリリース	BI はノイ・アキノ国際空港第 3 ターミナル 3 階に、24 時間営業のオフィスを開設した。外国人のビザ延長、出国クリアランス申請手続きに対応している。

#### FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen.Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63-2-8832-5408

杉山 陽祐（米国公認会計士・米国税理士）[yo.sugiyama@faircongrp.com](mailto:yo.sugiyama@faircongrp.com)

大久保 匠悟（日本公認会計士）[sho.okubo@faircongrp.com](mailto:sho.okubo@faircongrp.com)

渡邊 悠 [ha.watanabe@faircongrp.com](mailto:ha.watanabe@faircongrp.com)

★ ベトナム

### 1. クロスボーダーローンに対する新规定について

#### 【通達 No.12/2022/TT-NHNN が発表された背景・理由】

- ・クロスボーダーローンに関する通達 No.03/2016/TT-NHNN は 2016 年から施行されましたが、現在まで実務上、中央銀行へのローン登録、ローンの貸付、返済など手続きに不備が生じており、2021 年から有効となった新企業法、新投資法及び関連規定等との整合性を見直す必要がありました。
- ・クロスボーダーローンの内容や増減の推移をベトナム政府が管理しきれていない状況であることを懸念し、クロスボーダーローンの要件が厳格化されました。

#### 【通達の概要（現行法からの変更点）】

No.	項目	現行法からの変更点		日系企業に対して起こり得る 影響・留意点・備考
		変更前（通達 No. 03/2016/TT- NHNN）	変更後（通達 No.12/2022/TT-NHNN）	
1	クロスボーダー ローンに関する投 資プロジェクトの 定義の明確化	規定なし	クロスボーダーローンに関する投資プロジェクトとは、管轄機関により投資法及び関連法律に従って(a)投資証明書（IC）、(b)投資登録証明書（IRC）または(c)投資方針承認書（IPA）が発行されたプロジェクトを指す。  (第 3 条 7 項)	長期ローンに対して認められる利用目的には借り手の投資プロジェクト実施が含まれる。ベトナム国内企業が海外投資家との M&A 後、特別な理由により左記の IC、IRC、IPA を取得していない場合、ローンが投資プロジェクト実施目的であることを説明するために事業計画を作成し中央銀行に提出する必要がある。



2	借入金利用計画の定義の明確化	規定なし	借入金利用計画とは、借入金を利用するための事業計画であり、借り手が合法的かつ合理的な借入目的があり、ローンを必要とすることを証明するための事業計画を指す。 (第 3 条 8 項)	①新通達には借入金利用計画について、記載が必要な項目の規定が含まれないため、借入金利用計画を作成する際に、中央銀行との個別確認が必要とされる可能性がある。 ②新通達のローン登録申請書の所定フォームには複数の利用目的がある借入金の場合、利用目的別に借入額を明記する必要がある。そのため、複数の利用目的があるローンを実施する場合、借入金利用計画書に複数の利用目的を含めて作成する必要がある。
3	中央銀行に登録が必要となる借入金	①借入期間が、1 年以上となる中期または長期借入 ②延長期間を含めた場合 1 年以上となる短期借入 ③延長契約がないが、最初の引出日より 1 年経過後も借入残高が残る短期借入 ただし、借り手が最初の引出日から 1 年満期の日から 10 日以内に元本残高の支払を完了する場合を除く。	①借入期間が 1 年以上となる中期または長期借入 ②延長期間を含めた場合 1 年以上となる短期借入 ③延長契約がないが、最初の引出日より 1 年経過後も借入残高が残る短期借入 ただし、借り手が最初の引出日から 1 年満期の日から 30 営業日以内に元本残高の支払を完了する場合を除く。 (第 11 条)	①登録遅延罰金を回避するため、登録対象ローンを確認する必要がある。 ②期限までに返済できなかった短期借金は、返済猶予期間 30 営業日の条文中に基づき、借入期間が実際に 1 年を超えてしまったとしても返済猶予期間の 30 営業日以内に返済を行えば、中央銀行への登録は不要である。



4	中央銀行への変更登録対象外となる借入金	<p>以下の場合、中央銀行への変更登録申請は不要だが、オンラインポータルで変更内容の通知手続きの実施は必要。</p> <p>①借手の本社が位置している同県・市内における引越しの場合</p> <p>②シンジケートローンに関して、各貸し手の代理人を設定したシンジケートローンの貸し手及び貸し手に関する情報の変更。ただし、貸し手の変更により、各貸し手の代理人の役割が変更される場合を除く。</p> <p>③取引銀行の商号の変更</p>	<p>中央銀行への変更登録申請対象外となるローンの種類を追加。</p> <p>以下の場合、中央銀行への変更登録申請書の提出は不要だが、オンラインポータルで変更内容の通知手続きの実施は必要。</p> <p>①左記の旧通達に定められる 3 つのケース</p> <p>②中央銀行が承認した引出時間、元本返済時期に対し、10 営業日以内の変更</p> <p>③中央銀行が承認した利息及び手数料の支払時期に変更はあるが、利息及び手数料の計算・算定方法に変更はない場合</p> <p>④中央銀行が承認したローンの引出し、元本の返済額、利息及び手数料に変更（増・減）がありますが、ローンで使用される通貨の 100 外国通貨単位（100 currency units of the foreign loan currency）の範囲内の変更である場合</p> <p>⑤中央銀行が承認したローンの引出額、元本の返済額の変更にあるが、変更対象金額が承認された金額を下回る場合</p> <p>（第 17 条 2 項）</p>	<p>①「中央銀行への変更登録申請」と「オンラインポータル上での変更通知」のいずれの手続きが求められるか確認が必要である。</p> <p>②中央銀行が承認した引出時期、元本返済時期と比べ 10 営業日以内の引出時期、元本返済時期について、旧法では、変更登録及び変更通知の両方とも不要だったが、新通達では変更通知を行う必要がある。</p>
---	---------------------	--	---	--



5	ローンの引出日の明確化	<p>①現金貸付の場合、貸付日がローン引出日とみなされる。</p> <p>②ファイナンスリースの場合、リース資産の受取日がローン引出日とみなされている。</p>	<p>ローンの引出日とみなされる日の追加</p> <p>①現金貸付の場合、借り手の銀行口座への着金日がローン引出日とみなされる。</p> <p>②ベトナム居住者の借り手と商品・サービス提供する非居住者との間の契約書に基づいて、借り手に代わり貸し手から商品・サービス提供する非居住者に対して、代金・サービス費用の支払が実施される日がローン引出日とみなされる。</p> <p>③クリアリング取引で長期借入金を引出す場合、借り手の支払完了を確認できる日がローン引出日とみなされる。</p> <p>④ファイナンスリースの場合、リース資産の受取日がローン引出日とみなされる。</p> <p>⑤FDI 企業における DES の場合、次に掲げる日のいずれか遅い日がローン引出日とみなされる。：借り手の ERC 発行日・設立許可、活動許可、官民パートナーシップ（PPP）投資契約の締結日、クロスボーダーローン契約書に対する DES 実施合意の</p>	<p>中央銀行への登録期日が借入期間及び初回引出日に基づいて決定されるため、ローン引出日の確認が必要である。</p>
---	-------------	--	---	--



			付録書の締結日（第 12 条 4 項）	
6	ローンレポートの提出期限及び方法	<p>①提出期限 四半期レポートを四半期の翌月 5 日まで提出を求められている。</p> <p>②提出方法 書面とオンラインのいずれかを選択できる。  （実務では、オンライン提出を義務化する省があった）。</p>	<p>提出期限及び方法に変更ある。</p> <p>①提出期限 当月のレポートを翌月 5 日までに提出が必要である。</p> <p>②提出方法 オンライン提出が義務化。ただし、中央銀行のシステム障害のため、オンライン提出ができない場合は書面での提出が必要である。</p> <p>提出済みレポートに誤記があることを発見した場合、発見日から 3 営業日以内に、修正レポートをオンライン提出しなければならない（システム不備でオンライン提出が不可能の場合、書面での提出が必要である。）合わせて、電子メールで中央銀行に報告する必要がある。</p> <p>（第 41 条）</p>	<p>これまで書面で提出していた企業は 11 月期のオンライン提出のため、初回オンラインアカウント登録が必要である。</p>



7	ローン登録申請書提出期限	<p>①新規登録の場合 中長期ローン契約の締結日から 30 日以内かつ借入金の引出前に申請しなければならない。</p> <p>②短期ローンを更新して中長期ローンとした場合、更新契約締結日から 30 日以内に申請しなければならない。</p> <p>③短期ローンを期限までに返済できず 1 年を超えた場合、借入金の最初の引出日から 1 年が経過した日から 30 日以内に申請しなければならない。</p> <p>期限までに返済できなかった短期ローンについては返済猶予期間（10 日）が設けられており、借入期間が実際に 1 年を超えてしまったとしてもこの返済</p>	<p>借入金の登録申請提出期限に関する規定の追加</p> <p>①新規登録の場合 中長期ローン契約の締結日から 30 日以内かつ借入金の引出前に申請しなければならない。</p> <p>②短期ローンを更新して中長期ローンに変更する場合 借入金の最初の引出日から 1 年が経過した日から更新期間の契約の締結日から 30 日以内に申請しなければならない。</p> <p>③DES の場合、次に掲げる日のいずれか遅い日：借り手の ERC 発行日、法律に基づき設立許可、活動許可、官民パートナーシップ（PPP）投資契約の締結日、クロスボーダーローン契約書に対する DES 実施合意の付録書の締結日から 30 日以内に申請しなければならない。</p> <p>④以下 a 又は b において、借入金の最初の引出日から 1 年が経過する場合、更新契約締結日から 60 日以内に申請をしなければならない。</p> <p>(a)延長期間を含めると借入期間が 1 年以上となるローンの最</p>	<p>新通達に基づき、ローン登録申請書提出期限が 30 日以内と 60 日以内のケースがある。</p>
---	--------------	---	--	---



		猶 予期間内に返済を行えば登録は不要である。	初の引出日から 1 年が経過した場合 (b) 延長契約はないが第 1 回目借入日より 1 年経過後も返済されないローンの場合。ただし、借り手が最初のローン引出日から 1 年経過後、30 営業日以内に元本残高の支払を完了する場合を除く (第 15 条 2 項)	
8	ローンの保証、担保差入資産処分に関する規定の追加	規定なし	クロスボーダーローンの保証、担保差入資産処分の規定が追加 ①クロスボーダーローンの保証の義務 ②担保差入資産で担保提供の義務 ③保証・担保提供取引のための銀行の取扱 ④借り手と保証者間の債務額に関する定義、上限、利息、手数料、の上限、通貨、返済 (第 35 ~ 39 条)	新通達にはクロスボーダーローンの保証、担保提供に関する規定を追加され、制限・上限などを定められている。保証や担保を設定するローンの場合、保証、担保提供者及び取引銀行と詳細内容を確認する必要がある。
9	借り手企業が分割、分離、吸収、合併した場合の規定の追加	借り手企業が分割、分離、吸収、合併した場合のクロスボーダーローンにかかる規程なし	分割、分離、吸収、合併後、クロスボーダーローンの実行責任者、レポート提出などの責任者、返済責任者、取引銀行の責任に関する規定が追加。 (第 6 条)	M&A 対象企業の場合、M&A 後の承継会社がクロスボーダーローンの実行、返済、中央銀行への登録変更など必要手続詳細を確認する必要がある。



10	DES 対象の拡大	借り手の株式または出資によるローン返済のみに定めている。	以下の 2 つのパターンを定める。 ①未返済のクロスボーダーローンを借り手の企業において株式・出資金に転換することを貸し手と借り手が合意する場合 ②未返済のクロスボーダーローンを借り手が有する別企業において株式・出資金に転換することを貸し手と借り手が合意する場合 (第 34 条 2 項 b,c 点)	左記のパターン②による DES の検討が可能となる。
11	ベトナムの商業銀行に開設される貸し手のベトナムドン銀行口座の規定追加	規定なし	債権者は以下の目的でベトナム非居住者としてベトナムの商業銀行にベトナムドン口座を開設するものとする。 ①外国投資家が、ベトナム国内での直接投資活動から得られる利益を源泉に、自らが出資する外資企業へベトナムドンのクロスボーダーローン貸付および、債権回収を実施する目的 ②中央銀行への登録対象ではあるが、承認条件を満たさない以下のクロスボーダーローンの回収 (a)延長期間を含めると借入期間が 1 年以上となるローンの最初の引出日から 1 年が経過した場合 (b) 延長契約はないが第 1 回	ベトナム非居住者としてベトナムドン口座開設に関する手続き及び必要書類を銀行と確認する必要がある。



			<p>目借入日より 1 年経過後も返済されないローンの場合。ただし、借り手が最初のローン引出日から 1 年経過後、30 営業日以内に元本残高の支払を完了する場合を除く</p> <p>③新規・変更登録の承認を受けた後、登録内容に虚偽の情報・文書偽造があったことを理由に登録を取り消されたクロスボーダーローンの回収目的 (第 30 条)</p>	
--	--	--	--	--

### Fair Consulting Vietnam Joint Stock Company

#### ■Hanoi Office

3F, Leadvisors Place, 41A Ly Thai To St, Hoan Kiem Dist., Hanoi

TEL : + 84 24 3974 4839

石井 大輔 (日本国公認会計士) [da.ishii@faircongrp.com](mailto:da.ishii@faircongrp.com)

#### ■Ho Chi Minh Office

Unit 7, 8th Floor, Riverbank Place, 3C Ton Duc Thang St, Ben Nghe

Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

TEL : + 84 28 3910 1480

藤原 裕美 (豪州公認会計士) [hi.fujiwara@faircongrp.com](mailto:hi.fujiwara@faircongrp.com)

草野 航平 [ko.kusano@faircongrp.com](mailto:ko.kusano@faircongrp.com)

 マレーシア

1. 源泉税について

マレーシアでは原則として、海外の法人・個人がマレーシア国内で提供した各種サービスに対する支払いに対して、源泉税を納める必要があります。例えば親会社からの借入金の利息や、商標権に対するロイヤルティなどを支払う場合、マレーシアで源泉税の納付義務があります。

源泉税は、サービスの提供を受けたマレーシア法人が、そのサービス費用にかかる一定割合の税金を海外の法人・個人から徴収して、代理人としてマレーシアの税務当局へ納付する制度です。

源泉税の納付は、サービス費用の支払（債権債務の相殺等も含む）のあった日から原則 30 日以内（※1）に行う必要があります。納付が遅れた場合はペナルティが課されます。また、源泉税を納付していない場合には、そのサービス費用が損金として認められない可能性があります。

（※1）2022 年 8 月から少額源泉税に対する納付猶予が認められています。対象となるのは利息、ロイヤルティ、サービスフィー、動産使用料であり、各取引に係る源泉税額が RM500 以下のものが複数ある場合、所定の Form を提出することで 6 カ月に 1 度まとめて納付を行うことが可能です。納付期日は、6 月～11 月までの非居住者への支払分は 12 月末、12 月～5 月までの非居住者への支払分は 6 月末となります。

源泉税が発生する主な取引については以下の通りとなります。

所得の種類	サービス内容	税率(※2)	課税対象者
① 配当	株主に対する配当	0%	-
② 利息	借入金、社債などに対する利息	15%	左記対価を受け取る非居住者
③ ロイヤルティ	商標権、特許権、デザインまたはノウハウなどに対する対価	10%	
④ 役務の提供	マレーシア国内において提供された科学、産業、営利事業等の分野におけるあらゆる役務に対する対価	10%	
⑤ 動産使用料	動産の使用に対する賃貸料など	10%	
⑥ コントラクトペイメント	開発プロジェクトの請負などに対する対価	13%	
⑦ 芸能人等の収入	舞台での公演やテレビ出演などに対する対価	15%	
⑧ コミッション(※3)	エージェント、ディーラーまたはディストリビューターである個人（マレーシア居住者）に対するコミッション、インセンティブ等	2%	左記対価を受け取る居住者

(※2) 租税条約を適用することで、税率が下がる可能性があります。

(※3) 2022年1月から源泉税の徴収義務が生じますが、源泉税の徴収対象となるのは、直前の課税年度において同法人から10万リンギット超のコミッション収入があった個人（マレーシア居住者）に限定されます。

以上の点を踏まえて、特に海外送金を行う際には、源泉税が発生する可能性を念頭に置く必要があります。支払いが漏れた場合にはペナルティや損金不算入など大きな損害が発生する可能性がありますので、もし判断に迷われた場合は弊社へお問い合わせください。

### Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,

50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

青木 貴宣 (日本国税理士) [ta.aoki@faircongrp.com](mailto:ta.aoki@faircongrp.com)

松本 健太郎 (日本国公認会計士) [ke.matsumoto@faircongrp.com](mailto:ke.matsumoto@faircongrp.com)

### 【本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先】

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目12-22 コンビル7階

TEL : +81-3-3541-6863

Global RM 部 [grm@faircongrp.com](mailto:grm@faircongrp.com)

**YouTube チャンネルでも、情報発信しています**

<https://www.youtube.com/c/FairConsultingGroup>

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。